

障害者差別解消法に関する取組について

1 令和4年度の主な取組状況について

(1) 市職員等に対する研修・啓発の実施

実施時期	実施内容
8月	①庁内各課に、市民を対象とする会議・講演会・イベント等における合理的配慮の提供を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の設置 ・上記意思疎通支援の設置について、イベントチラシ等に明記 等 ②指定避難所に「簡易筆談器」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時での活用について、避難所担当職員に周知
10月	庁内各課に、市民を対象とする会議・講演会・イベント等における合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置を依頼
3月	庁内各課に、令和4年度中の合理的配慮の取組事例や課題等を確認 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防府図書館が「ひなぎくネット（国会図書館所有のデイジー図書等の提供）」を開始 ・市営住宅の新規入居募集の部屋に、昨今の入居希望者の特性を考慮し、手すり及びシャワー付風呂釜を設置 ・市政番組「ほうふほっとライン」で、令和4年10月放送分から字幕放送、令和5年1月放送分から手話通訳を開始 ・朝礼で「窓口等における障害者への配慮マニュアル」を音読し、各障害の特徴や配慮方法等について理解を図る ・市職員採用試験（障害者対象）の受験申込において、試験時の配慮の要否を確認し、聴覚障害によるFMマイクの使用希望があったため、許可した ・男性用トイレへのサンタリーボックスの設置（文化福祉会館等） ・各投票所の投票用紙記載台に、杖ホルダーを設置 ・ユニバーサルデザインを考慮したパンフレットの作成 ・イベント等における意思疎通支援者の設置 ・耳の聞こえづらい方に対して、筆談で対応 ・各窓口にコミュニケーション支援ボードや耳マークを設置 ・市広報や案内文書等にFAX番号を併記 等

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
4月	①「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」の制定（4/1） ②発達障害への理解促進、啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間の周知 市広報（4/1号）、ホームページ、のぼり旗等 ・ブルーライトアップ（自閉症啓発のシンボルカラー） 期間：4/2～4/8（発達障害週間） 場所：防府駅、キリンレモンスタジアム武道館、ルルサス防府
7月	コミュニケーション条例の概要、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ「FM わっしょい」（7/7）、条例制定記念講演（7/9） ・条例リーフレットの作成、配布（小中学校、公民館、イベント会場等）
8月	コミュニケーション条例の概要、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市政番組「ほうふほっとライン」
12月	①障害者週間、ヘルプマーク、サポートマーク等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報（12/1号）、ホームページ、のぼり旗等 ②市内事業者等に、依頼文書・リーフレットの送付 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供等への協力依頼 ・事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務となることの周知（令和3年6月障害者差別解消法の改正、令和6年6月までに施行予定） （山口県独自の規定として、令和4年10月施行の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、事業所による『合理的配慮の提供』が令和5年4月1日から義務化） 【送付先】 交通関係（タクシー、鉄道、バス） 医療関係（医師会、歯科医師会、薬剤師会） 保健衛生（ホテル、旅館、飲食業組合） 小売・流通（スーパー等）、金融機関（銀行、郵便局）

2 本市で受付をした差別に関する苦情や相談等について

(1) 窓口等での差別に関する相談・苦情について

相談者	相談内容	相談への対応
なし		

3 令和5年度の主な取組予定

(1) 市職員等に対する研修・啓発

実施時期	実施内容
8月	庁内各課に、市民を対象とする会議・講演会・イベント等における合理的配慮の提供を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の設置 ・上記意思疎通支援の設置について、イベントチラシ等に明記 等
10月	①庁内各課に、市民を対象とする会議・講演会・イベント等における合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置を依頼 ②市職員を対象に「あいサポート研修」を実施
3月	庁内各課に、令和5年度中の合理的配慮の取組事例や課題等を確認

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
4月	発達障害への理解促進、啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報等による周知（世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間） ・市内ブルーライトアップ（自閉症啓発のシンボルカラー） 期間：4/2～4/8（発達障害週間） 場所：防府駅、キリンレモンスタジアム武道館、ルルサス防府
7月	防府市農福連携促進事業（農作業委託料に対する補助、農作業委託のマッチング等）の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、障害就労支援事業所への周知（チラシ、ホームページ等）
12月	①障害者週間、ヘルプマーク、サポートマーク等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報（12/1号）等 ②市内事業者等に、依頼文書送付 <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に向けた取組への協力依頼 ・事業者による合理的配慮の提供の義務化の周知